原発賠償京都訴訟原告団共同代表の堀江みゆきです。
いつもご協力ご支援をいただきましてありがとうございます。

今日は京都訴訟大阪高裁の判決についてご報告したいと思います。⇒①

ご存知の方も多いと思いますが、京都訴訟は昨年 12 月に大阪高裁で判決が言い渡されました。原発事故の責任は国にはないという不当判決で、私は非常にがっかりしましたし、この判決の内容には怒りしかありません。2022 年 6 月 17 日の最高裁判決が国の賠償責任を否定する判断を示したあと、各地の裁判所で同様の判断が続いていますが、私たちもこれを覆すことはできませんでした。
この判決をだした牧賢二裁判長は、先月末の森友学園の文書訴訟では不開示決定を取り消す判決をだしています。ネット上では高評価の声も聞かれますが、私たちの判決においては、国に忖度した判決しかだせなかったことを思うと非常に腹ただしく思います。⇒②

まず、この原発賠償京都訴訟とはどのような裁判だったのか、簡単に振り返りたいと思います。この裁判は、福島原発事故による放射能汚染の被害から逃れるため、福島県や東北、関東から京都へ避難してきた人が原告となり、2013 年 9 月に国と東電に損害賠償を求めて京都地裁に提訴して始まった裁判です。原告のほとんどが避難区域外からの避難者であり、避難の相当性が認められるかどうかが大きな争点となる裁判でした。⇒③

この裁判の目的は、
① 原発事故を引き起こした東京電力と国の加害責任を明らかにすること。
② 少なくとも法定被ばく限度を超える放射能汚染地域の住民について「避難の権利」を認めさせること
③ 原発事故によって元の生活を奪われたことに伴う損害を東京電力と国に賠償させることです。
さらに、各地で闘われている原発賠償訴訟での勝利判決をテコに、子どもはもちろん、原発事故被災者全員に対する放射能健診、医療保障、住宅提供、雇用対策などの恒久対策を国と東京電力に実施させることを目指してやってきました。⇒④

4 年半の間に 31 回の期日が開かれ、2018 年 3 月に京都地裁で判決が下されました。一部勝訴という結果で、これは国や東京電力の事故の責任を認めながらも、避難の相当性について全員が認められる判決とはならなかったからです。⇒⑤

この判決は、
①原発敷地を超えるような巨大津波が起きることは予見できたこと
②津波対策をとっていれば今回のような事故は回避できたことなどを認めて、国と東電の責任も認めました。また、自主的避難等対象区域のほか、会津地方や茨城県、栃木なども避難の相当性を広く認定したことは評価されました。⇒⑥

一方で、
①LNTモデルは科学的に実証されたものとは言えないとし、年間1ミリシーベルトを避難の基準とすることはできないとしたこと
②2012年4月1日までに避難したものに限定して避難の相当性を認めたこと
③賠償期間を避難開始から2年間に限定したこと
④賠償額があまりに低いことなど
多くの問題点もありました。⇒⑦

その後、大阪高裁へ控訴し、2018 年 12 月から昨年の5月の結審期日までに、21回の期日が開かれ、12 月 18 日に判決が下されました。
高裁の判決の結果は、冒頭でもお話ししたとおりですが、もう少し詳しくみていきたいと思います。⇒⑧

まず、責任論ですが、政府機関が 2002 年に地震予測「長期評価」を公表しており、同年末時点で津波の到来は予見できたとしつつ、国が規制権限を行使しなかった（津波対策を命令しなかった）ことの違法性を判断することなく、東日本大震災での津波ははるかに規模が大きく、国が東電に適切な措置を義務付けても、同様の事故が発生していた可能性が相当にあると判断し、国の責任を否定しました。まさに最高裁のコピペ判決にしかすぎない内容です。⇒⑨

京都地裁判決と大阪高裁判決を比較してみました。
どちらも、津波の予見可能性は、長期評価により海抜 15.7m程度の高さの津波がくることは予見できたとしていますが、結果回避可能性については判断がわかれました。
京都地裁は津波対策をとっていれば事故は回避できたのだから国に責任があるという判断でした。
一方、大阪高裁は、2002 年に政府が公表した将来の地震の評価によって大規模な津波を予測できたが、東京電力に対策を講じるよう義務づけていても、敷地内への浸水は避けられず、事故が起きる可能性はあったなどとして、国の責任を否定しました。⇒⑩

次に避難の相当性ですが、自主的避難等対象区域からの避難の開始時期を 2011 年 12 月 31 日までと、京都地裁判決の「2012 年 4 月 1 日までに開始されたもの」という基準を約 3 か月短縮しました。

子どもや妊婦など個別の事情によっては、2012 年 1 月以降に開始されたものでも認める場合があるとしていますが、子どもを連れた多くの避難者は、子どもたちの学校の関係で 3 月の年度末に移動した人も多くいました。個別事情で判断するなら認めてほしいと切に思いますが、これにより棄却された原告もいます。

②と③に関しては、京都地裁判決を踏襲しており、宮城県仙台市や茨城県つくば市に加え、福島県の会津美里町や千葉県松戸市についても認められていません。①の理由で避難の相当性は認められなかったが、②の理由で損害賠償を認められた原告もいます。⇒⑪

損害額の認定は、ご覧の通りですが、原陪審の中間指針第 5 次追補を基準とした内容にしかすぎないとのことです。⇒⑫

なぜこれほどまでに、国の責任を認めない判決が続いているのかというと、それはやはり 2022 年 6 月 17 日の最高裁不当判決の影響だと思います。

6.17 最高裁判決以降、国の責任を否定した判決は、京都で15となりました。国策に追随する判断であり、三権分立の意味がないと話す人もいます。腐っても最高裁判決と言いますが、これほどの影響力があることに驚きます。しかし、国策によって建設されてきた原発が起こした事故について、国の監督責任が免罪されることはありませんし、あってはならないと思います。⇒⑬

ジャーナリストの後藤秀典さんの講演会での話や書籍にもあるように、最高裁裁判官と大手法律事務所の関係が明らかになってきました。6.17 判決を下した元裁判長菅野博之氏は、退官して 1 ヶ月後に東電株主訴訟の東電側代理人の大手法律事務所の顧問となった。

反対意見を述べた三浦裁判官以外の判事２人も東電など大企業を弁護する巨大ローファーム(法律事務所)と深い関りがある裁判官であった。

また、東電側の意見書を作成した千葉勝美弁護士は、かつて元裁判長菅野博之氏を最高裁事務総局で指導する立場だった　など

国、最高裁、東電、原発企業の蜜月な関係は枚挙にいとまがないとのことです。

⇒⑭

弁護士ドットコムの web サイトの弁護士ドットコムニュースより引用した図表です。
この中の草野判事は来月、定年退官するそうですが、後任には東京弁護士会所属の高須順一弁護士が内定したそうです。これまでなら、最高裁の3つの小法廷には東京電力と結びつきがある巨大法律事務所の弁護士が判事に就任していたそうなので、今後の最高裁の判断に少しは公平性が見られるようになるのか期待したいところです。⇒⑮

大阪高裁判決を受けて私が思うことは、裁判官は何も聞いていなかった、容赦なく切り捨てる内容の判決だったなということです。
私たちは本人尋問や意見陳述で直接、裁判官に被害を訴えてきましたが、結論ありきで、裁判官は聞いているふりだけだったのでしょうか。私たち原告は、PTSD のハイリスク者が原告の半数を超えることや、国際人権法、国連特別者報告の勧告についてなども主張してきましたが、それらには何も触れらることはなく、また低線量被ばくの健康影響について、科学の成果を無視する判断であったことも、非常に残念でなりません。
牧裁判長には私たちの被害の実相を正しくとらえ、自分で考えたことを自分の言葉で表してほしかったと思います。憲法 76 条 3 項には、すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束されるとありますが、まったく守られていない、この国の司法はどうなっているのかと感じます。⇒⑯

今年に入り、私たちは最高裁へ上告しました。上告したのは 39 世帯 94 名、そのうち 17 世帯 36 名が東電にも上告しています。どんな思いで上告したのか、一部ですがご紹介します。
①司法を糺すためにも最高裁に進むことを決意！
②踏みにじられた人権を守るために闘う！
③正義を持ち毅然とした態度で最高裁に挑む！
④一人一人の命の上に原発が存在するこの国の在り方を最高裁での闘争で問いたい！
⑤最終目標は原発事故被災者全員の被害回復と恒久対策の実現を目指す！
⑥最高裁の不当判決は最高裁でただす！
原告団としても、高裁判決に屈せず最高裁で闘うという気持ちです。
⇒⑰

上告に向けては次のような取り組みをしていく予定です。
①大阪高裁前抗議・宣伝行動
・2 月 21 日(金)、3 月 11 日(火) 大阪高裁前にて 16:30～18:00
②映画「決断」の上映会
原発事故の実相、避難者の苦悩を伝えるドキュメンタリー映画で、京都の原告も 3 人出ています。近畿各地で自主上映されていて、映画を見た人が上映会を開催したいと言ってくれたり、原発事故避難者のことを広く知ってもらうためにも良い映画ですので、ぜひご覧ください。
今予定されているのは、
・3 月 2 日(日)14 時～ 木津川市(情報発信キチキチ)
・4 月 19 日(土)16 時～ 左京区(TOVIRA) トビラ
③最高裁要請行動や 6.17 最高裁共同行動への参加
④最高裁あての署名の取り組み(3 月から開始予定)
皆さんに特にお願いしたいことは、この署名です。これは来月のバイバイ原発から開始する予定ですので、またご協力くださいますようお願いいたします。⇒おわり

最後になりますが、最高裁での闘いは、大手法律事務所出身以外の判事がいるとしても、ある評論家の方の言葉を借りていうなら、「巨人阪神戦で審判が巨人のユニホームを着ているような話であり、経産省の官僚や裁判官がみな東電のユニホームを身に着けているような状況の中での裁判です。
とても厳しい状況ですが、最高裁不当判決を覆し、原発事故の国の責任を明確に認めさせることを目指して、全国各地の原発賠償訴訟の原告や弁護団、そして支援者の皆さまと連携しながら諦めずに闘っていきたいと思います。

引き続きご支援くださいますようお願いします。
私からは以上です。